

# 生乳需給安定クロスコンプライアンスのご案内

～令和8年1月からの手続きについて～

令和8年1月から生乳需給安定クロスコンプライアンスの対象事業を追加するとともに、仕組みを見直し、**手続きの一部を簡素化**します。

## 1 クロスコンプライアンスの内容(詳細裏面)

主要な酪農関係の補助金の交付を受ける際に、**全国的な需給安定の取組への拠出をしていること等**が要件となります(変更点は裏面)。

## 2 対象となる補助事業

- ① 国産チーズ生産奨励等事業
- ② 生乳流通改善緊急事業(同特別対策事業を含む)
- ③ バター・脱脂粉乳需給不均衡改善緊急事業(同特別対策事業を含む)
- ④ 中小酪農等対策事業
- ⑤ 生乳暑熱対応推進緊急対策
- ⑥ 乳用牛長命連産性等向上緊急支援事業
- ⑦ 飼料生産基盤立脚型酪農・肉用牛産地支援事業(工サ活事業)
- ⑧ 畜産・酪農収益性強化整備等特別対策事業(畜産クラスター事業)
- ⑨ ICT化等機械装置等導入事業(畜産ICT事業)
- ⑩ 酪農労働省力化対策事業(楽酪GO事業)



注:これらの事業は、クロスコンプライアンスが既に導入及びその可能性のある事業を例示しているものです。

## 3 申請時の提出書類

クロスコンプライアンスの対象である補助事業への申請時等に、**チェックシートを補助事業者**に提出してください。

なお、農林水産省や補助事業者等が、拠出実績の確認資料(乳代精算書、拠出金の領収書、請求書)の提出を求めることがあります。(これを拒否した場合、要件を満たしていないと判断されます。)

## 4 拠出先事業

(一社)Jミルク 酪農乳業需給変動対策特別事業

